

(資料2)

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業  
(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 事業評価案について

1. 対象となる計画

北広島町地域内フィーダー系統確保維持計画

2. 実施事業者

広島交通株式会社

3. 内容

令和7年度事業(令和6年10月1日～令和7年度9月30日)実施事業に関する評価

4. 地域公共交通確保維持改善事業評価案

別添1,別添1-2及び別添2のとおり

5. 根拠規定

地域公共交通確保維持改善事業実施要領 8-(1)-①

地域公共交通確保維持改善事業実施要領(一部抜粋)

6. 事業評価について

(1) 事業評価の実施

①自己評価(一次評価)

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下「自己評価」という。)を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあっては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあっては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)に報告するとともに、公表することとする。

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和7年12月2日

協議会名： 北広島町地域公共交通会議

評価対象事業名： 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
事業者：広島交通(株) 運行系統：今吉田フィーダー(56010)	可部駅前～北部医療センター～今吉田公民館(28.6km) 【車両減価償却費補助金】 対象車両：3台(56010・56020系統)	新地域づくりセンターでの時刻表設置等による周知活動を行い、継続して利用促進を図った。	A	計画に位置付けられたとおり、事業は適切に実施された。	1回当たりの平均利用者数7.7人という目標に対し、令和7年度の実績は9.2人であり、目標が達成された。 また、事業の効果として掲げた、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段を確保することができた。
事業者：広島交通(株) 運行系統：今吉田フィーダー(56020)	可部駅前～上大毛寺～今吉田公民館(27.8km) 【車両減価償却費補助金】 対象車両：3台(56010・56020系統)				引き続き、計画に基づいた適切な運行を継続するとともに、周知活動を行うなど、利用促進に努める。

## 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和7年12月2日

協議会名:	北広島町地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>北広島町は人口約1万7,000千人、面積約650km<sup>2</sup>で、町内の主な公共交通として、(有)総合企画コーポレーション、(有)大朝交通、壬生交通(株)、(有)八重タクシー、(有)豊平交通により主に町域内を運行する路線バスが運行されている。広島市域と北広島町域を連絡する路線バスは、広島電鉄(株)、広島交通(株)が運行し、近隣市町から乗り入れがある路線バスとして邑南町営バス等がある。また、路線バスを運行する町内の事業者に(有)浜田屋、ちよだタクシー(株)を加えた交通事業者により運行するホープタクシー(デマンド型乗合バス)があり、高齢者の日常生活の移動手段として、不可欠な地域公共交通の1つとなっている。</p> <p>多くの町民が移動に自家用車を利用することや、少子化による人口減少によって、公共交通を利用する人は減少傾向にある。しかし、児童・生徒の通学、高齢者や自家用車を利用できない人の通院や買い物など、日常生活を支える交通手段を確保するため、利用実態に応じた公共交通の維持が必要不可欠となっている。</p> <p>このため、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用しながら、公共交通の維持確保を図っていくこととしている。</p>

# 令和7年度 地域公共交通確保維持改善事業 事業評価

## 北広島町地域公共交通会議

### 生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統)の概要



#### 北広島町の概要

- ・平成17年2月に4町が合併
- ・人口 17,763人(令和2年度国勢調査)
- ・面積 646.20km<sup>2</sup>

#### 協議会の構成員

広島交通(株) 広島電鉄(株) (有)総合企画コーポレーション (有)大朝交通 (有)浜田屋 壬生交通(株) (有)八重タクシー ちよだタクシー(株) (有)豊平交通 住民代表 中国運輸局広島運輸支局 広島交通労働組合 広島経済大学 広島県 山県警察署千代田交番 広島市 北広島町

#### 概要

北広島町は人口約1万7,000人、面積約650km<sup>2</sup>で、町内の主な公共交通として、(有)総合企画コーポレーション、(有)大朝交通、壬生交通(株)、(有)八重タクシー、(有)豊平交通により主に町域内を運行する路線バスが運行されている。広島市域と北広島町域を連絡する路線バスは、広島電鉄(株)、広島交通(株)が運行し、近隣市町から乗り入れがある路線バスとして邑南町営バス等がある。また、路線バスを運行する町内の事業者に(有)浜田屋、ちよだタクシー(株)を加えた交通事業者により運行するホープタクシー(デマンド型乗合バス)があり、高齢者の日常生活の移動手段として、不可欠な地域公共交通の1つとなっている。

多くの町民が移動に自家用車を利用することや、少子化による人口減少によって、公共交通を利用する人は減少傾向にある。しかし、児童・生徒の通学、高齢者や自家用車を利用できない人の通院や買い物など、日常生活を支える交通手段を確保するため、利用実態に応じた公共交通の維持が必要不可欠となっている。

#### 協議会の主な取り組み

- ・利用実態に応じた運行路線及び運行車両の適正化
- ・地域公共交通MaaSやゼロカーボンに向けた取組など持続可能な公共交通の構築
- ・利用しやすいバス情報の提供やバス停留所標識の整備・維持管理などの環境整備

#### 協議会における検討

- 会議の開催状況 6回開催
- ・令和6年11月29日 北広島町地域公共交通MaaS推進事業に係るホープタクシーの変更について 等
- ・令和6年12月23日 R6年度地域公共交通確保維持改善事業事業評価案について(書面審議)
- ・令和7年 1月28日 「運賃協議に関する分科会」の設置について・ホープタクシー協議運賃について(書面審議)
- ・令和7年 6月27日 R7年度地域公共交通会議当初予算(案)について・令和8年度フィーダー系統確保維持計画について 等
- ・令和7年 7月22日 吉木長篠線車両の移動円滑化適用除外
- ・令和7年12月 2日 R8年度地域公共交通会議当初予算(案)について・フィーダー補助金R7年度事業評価について等

# 北広島町地域公共交通会議 事業の評価

## 定量的な目標・効果

(目標) 今吉田線 1回当たりの平均利用者数を7.7人以上とする(令和6年度実績8.8人) ※車両減価償却費補助・対象車両数3台

(効果) 当該路線を維持・確保することで、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

## 昨年度の自己評価に対するフォローアップ

・新地域づくりセンターでの時刻表設置等による周知活動を行い、継続して利用促進を図った。

## 実施した利用促進策

・新地域づくりセンター等へ時刻表を設置することによる周知

## 昨年度の運輸局二次評価に対するフォローアップ

・利用者以外の地元住民の意見を把握するため、新地域づくりセンターで時刻表と併せてアンケートを設置した。

## 地域住民の意見の反映

・地元住民の意見を反映した運行計画となるよう、継続して需要の把握に努めていく。

# 北広島町地域公共交通会議 事業の評価

## 事業実施の適切性

今吉田線：計画に位置付けられたとおり、事業は適切に実施された。

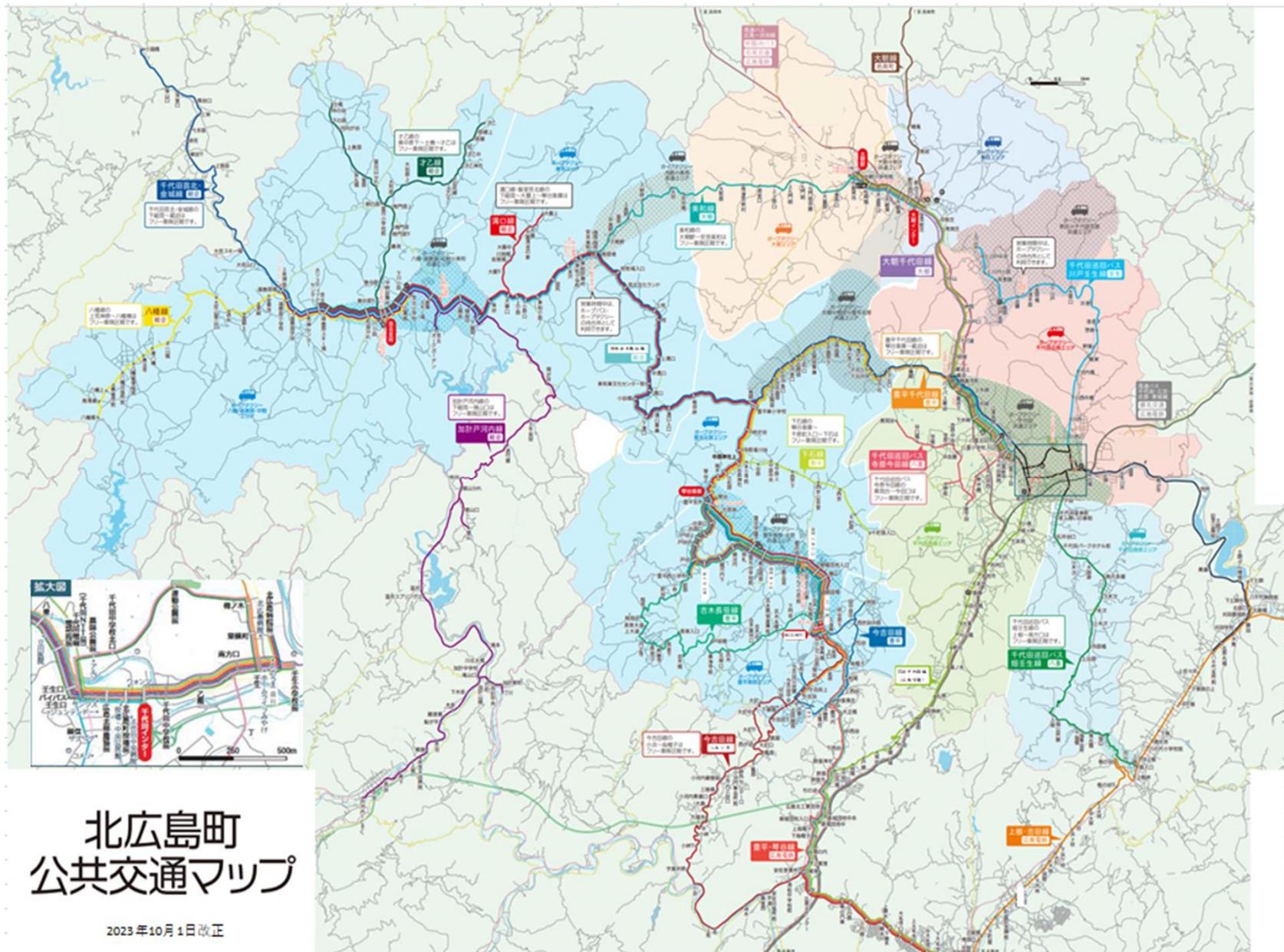
## 目標・効果達成状況

今吉田線：（目標）1回当たりの平均利用者数7.7人という目標に対し、令和7年度の実績は9.2人であり、目標は達成された  
(効果)運行を継続することにより、交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段を確保した。

## 事業の今後の改善点

引き続き、計画に基づいた適切な運行を継続するとともに、周知活動を行うなど、利用促進に努める。

## 交通体系図 別紙



## 運行系統図 別紙

系統名	今吉田線(上大毛寺経由、北部医療センター経由)
運行形態	4条路線 定時定路線型
運行日・便数	上大毛寺経由 平日 各日6回、土日祝 各日4回 北部医療センター経由 平日 各日2回

